

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県自然保護条例施行規則等の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 人事行政の運営等の状況の公表 ○ ふぐの調理等に関する講習の指定 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 土地収用法に基づく事業の認定 【公告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 飼料試験結果の公表 ○ 二級建築士の免許の取消し ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 〃 ○ 〃 〃 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		自然環境課 障害福祉課 人事課 生活衛生課 医薬安全課 監理課 危機管理課 県民生活交通課 畜産課 建築指導課 〃 〃 〃		○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 （県例規集登載） 【企業局】 ○ 警備業法に基づく講習 【公安委員会】	
		総務企画課 生活安全企画課		担当課（室）	

◎岡山県規則第五十二号

岡山県自然保護条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県自然保護条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県自然保護条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県自然保護条例施行規則(昭和四十八年岡山県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

別表第一の一の項ハの(ラ)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県希少野生動植物保護条例施行規則(平成十五年岡山県規則第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ウ中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十二年岡山県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部三の項6ト中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第二号」に、「一般電気事業」を「小売電気事業」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中岡山県自然保護条例施行規則第二十七条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百五十七号

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岡山県条例第六号）
第六条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

人事行政の運営等の状況

岡 山 県

目 次

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況	1
2 職員の給与の状況	2
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	15
4 職員の休業の状況	16
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	20
6 職員の服務の状況	20
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	21
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	24
9 その他	25
(別紙 1) 特殊勤務手当の状況	26
(別紙 2) 特別休暇の概要	36
(別紙 3) 早期退職に係る募集実施要項	38

二 平成26年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	53
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	57
3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	61
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	61

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
福祉関係を除く一般 行政部門	議 会	人 34	人 31	人 △3	事務の統廃合
	総 務	629	619	△10	事務の統廃合
	税 務	227	225	△2	クレジット収納導入に伴う徴収業務の減少
	労 働	74	76	2	事務の統廃合
	農 水	963	948	△15	事務の統廃合、業務体制の見直し
	商 工	170	173	3	晴れの国おかやまDC業務の増加
	土 木	806	797	△9	事務の統廃合、災害復旧の終了
	小 計	2,903	2,869	△34	
福祉関係	民 生	335	331	△4	事務の統廃合
	衛 生	531	536	5	難病対策業務の増加
	小 計	866	867	1	
一 般 行 政 計		3,769	3,736	△33	
特別行政	教 育	15,193	15,210	17	高校総体開催準備業務の増加
	警 察	3,972	3,991	19	人身安全関連事業
	小 計	19,165	19,201	36	
公営企業等	病 院	0	0		
	下 水 道	1	2	1	事務の統廃合
	そ の 他	122	120	△2	事務の統廃合
	小 計	123	122	△1	
合 計		23,057	23,059	2	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成24年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,945,208	704,186,887	1,639,248	219,057,234	31.1	31.2

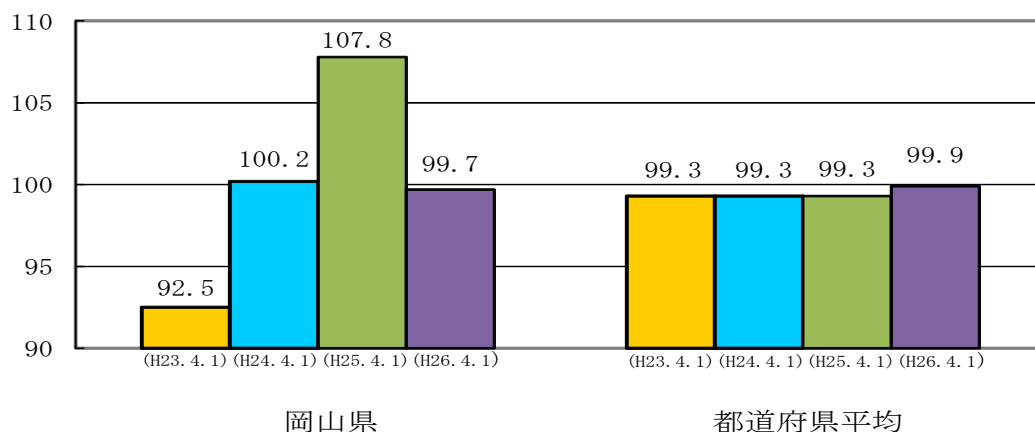
(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び口特別職に支払われた給与、報酬等の総額である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	22,975	100,320,304	17,766,572	37,622,471	155,709,347	6,777	6,875

(注) 1 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 2 職員手当には、退職手当を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日の状況）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理及び改善の見込み

①平成21年4月1日から平成25年3月31日まで平均7.3%の給与削減措置を実施していたため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し 実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%の引下げ。
人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を実施するが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合)

(支給割合) 国基準と同様の支給割合。			
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。			
(参考) 岡山市			
	平成26年度の 支給割合	見直し後の 支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%
岡山県の支給割合	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.2 歳	338,182 円	417,187 円	368,467 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
都道府県平均	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円

② 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.3 歳	395,122 円	440,752 円
都道府県平均	44.8 歳	383,450 円	443,343 円

③ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	43.7 歳	374,397 円	404,654 円
都道府県平均	43.5 歳	368,928 円	422,542 円

④ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	38.3 歳	320,427 円	441,317 円	344,268 円
国	41.3 歳	316,666 円	—	367,707 円
都道府県平均	38.8 歳	321,974 円	463,360 円	366,254 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また，「平均給与月額（国比較ベース）」は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(6) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	円 185,500	円 174,200
	高 校 卒	148,600	142,100
高等学校教育職	大 学 卒	206,900	—
	高 校 卒	158,300	—
小・中学校教育職	大 学 卒	206,900	—
	高 校 卒	158,300	—
警 察 職	大 学 卒	208,100	202,300
	高 校 卒	175,300	163,800

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

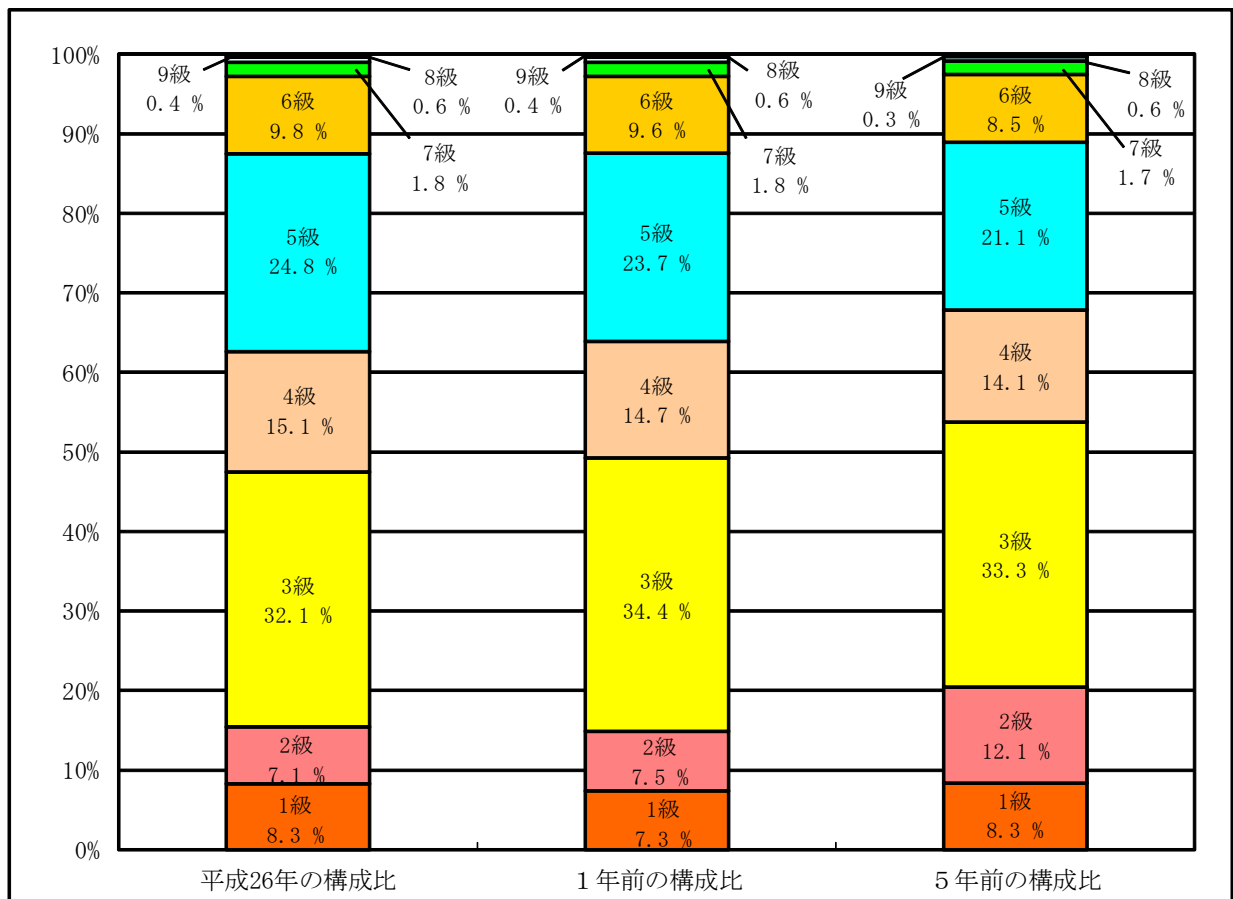
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職		円	円	円	円
	大 学 卒	272,032	357,890	389,861	412,022
	高 校 卒	222,610	313,625	351,645	381,170
高等学校教育職	大 学 卒	317,081	406,355	429,819	446,939
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	317,390	399,099	414,923	429,684
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	283,086	389,140	408,652	423,863
	高 校 卒	253,455	356,311	395,967	409,274

- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。
2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
3 高等学校教育職（高校卒）及び小・中学校教育職（高校卒）については該当職員なし。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1 号 給 の 給 料 月 額	最 高 号 給 の 給 料 月 額
		人	%	円	円
9 級	部長	20	0.4	469,800	543,400
8 級	次長・参与	31	0.6	416,100	483,600
7 級	課長	89	1.8	369,300	461,500
6 級	課長・参事	491	9.8	323,700	427,700
5 級	副参事	1,245	24.8	292,300	405,600
4 級	主幹	759	15.1	265,800	393,200
3 級	主任	1,610	32.1	227,600	359,500
2 級	主事	357	7.1	190,900	312,300
1 級	主事	414	8.3	140,300	246,800

- (注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績を昇給に反映させるため、「A」～「E」の5段階の昇給区分を設定し、人事評価結果等に基づき昇給号給数を決定している。

(10) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成27年4月1日現在）

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給される。

岡 山 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,594 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.70) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 10 ～ 25 %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

実績評価及び能力評価からなる人事評価制度を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価結果等に基づいて、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の成績区分を用いて、成績率を決定している。

② 退職手当（平成27年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給される。

岡 山 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
(1人当たり平均支給額)					
4,247 千円			26,353 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成26年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給される。

支給実績（25年度決算）		1,329,352 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（25年度決算）		142,543 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
東京都特別区	18.0	17	18.0
大阪市	15.0	6	15.0
神戸市	10.0	1	10.0
広島市	10.0	4	10.0
仙台市	6.0	1	6.0
岡山市	3.0	9132	3.0
医師・歯科医師	15.0	21	15.0
平均支給率	3.1	—	3.1
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.7 (99.7)

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(補正前のラスパイレス指数×(1+岡山県の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出している。)

④ 特殊勤務手当（平成27年 4 月 1 日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で，給与上特別の考慮を必要とし，かつ，その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる職員に，その勤務の特殊性に応じて，日額又は月額で支給される。

支給実績（25年度決算）	1,106,555 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）	148,931 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	33.2 %
手当の種類（手当数）	30

【手当の名称，主な支給対象職員等】

別紙 1 のとおり

⑤ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は，正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に，その勤務した時間に対して支給される。

支給実績（25年度決算）	4,081,976 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）	488 千円
支給実績（24年度決算）	4,210,430 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（24年度決算）	497 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は，「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（平成27年4月1日）

〔全任命権者共通〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき 月額 6,500円 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 月額 11,000円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子がいる場合には5,000円加算	同じ		2,748,675千円	252,357円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（12,000円）を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		1,170,271千円	343,692円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職 月額412,200 ～307,000円以内 （採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様） ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,300円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 30,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	55,582千円	1,355,659円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円＋（運賃等相当額－64,000円）／2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 （自動車等） 月額 53,200円 （自転車） 月額 2,200円	異なる	・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 31,600円	2,365,369千円	115,779円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 26,000円～84,000円	同じ		100,018千円	352,176円
特勤勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・級別区分 支給割合 3級地 12／100 2級地 8／100 1級地 4／100	同じ		57,774千円	249,026円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,200円 ・特別の宿日直 研修施設等における当直 5,900円 常直 21,000円	同じ		608,656千円	260,778円
管理職員特別勤務手当	○管理職の職員が、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給 ・週休日等 1回4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回2,000円～ 6,000円	同じ		113,837千円	1,962,707円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した職員に支給 ・支給割合 25/100	同じ		216,884千円	155,139円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給割合 135/100	同じ		805,896千円	412,434円
管理職手当 【俸給の特別調整額】	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で定める職にある職員に支給 ・給料月額額の25/100以内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定する職にある職員に支給 俸給月額額の25/100以内 区分 支給額(円) 1種 116,500～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～82,200 4種 55,500～66,400 5種 46,300～51,900	1,297,083千円	595,539円
寒冷地手当	○基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		11,369千円	61,786円
農林漁業普及指導手当	○農林水産業の普及指導員(管理職手当の支給を受ける者を除く。)に支給 ・給料月額額の4/100	—	—	34,788千円	171,369円
災害派遣手当	○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	0千円	

〔教育委員会〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
へき地手当	○交通条件及び自然的経済的文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場を含む。）に勤務する職員に支給 ・級別区分 支給割合 5級地 25/100 4級地 20/100 3級地 16/100 2級地 12/100 1級地 8/100 準へき地 4/100 へき地手当に準ずる手当 4/100	—	—	155,112千円	443,177円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・月額 8,000円以内	—	—	1,005,886千円	72,780円
定時制通信教育手当	○定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長、教頭及び教育職員に支給 ・定時制 月額19,000円（管理職手当の支給を受ける者は月額15,000円） ・通信制 月額 9,500円（管理職手当の支給を受ける者は月額7,500円）	—	—	44,256千円	307,864円
産業教育手当	○農業又は工業課程を置く高等学校において、実習を伴う当該科目を主として担任する者に対して支給 ・月額 19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は月額11,500円）	—	—	100,574千円	290,676円

(11) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,032,000 円 (1,290,000 円)
	副 知 事	918,000 円 (1,020,000 円)
議 員 報 酬	議 長	1,000,000 円
	副 議 長	900,000 円
	議 員	840,000 円
期 末 手 当	知 事	(平成27年度支給割合)
	副 知 事	3.10 月分
	議 長	(平成27年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.10 月分
退 職 手 当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	知 事	129万円×在職月数×0.59 36,532,800 円 任期ごと
	副 知 事	102万円×在職月数×0.42 20,563,200 円 任期ごと
地 域 手 当	知 事	給料の3%
	副 知 事	

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、平成27年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※特別職の給与削減の状況

知事等の特別職（平成27年度）

職 名	給料の削減率
	%
知 事	20
副 知 事	10
公 営 企 業 管 理 者	5
常 勤 監 査 委 員	5
教 育 長	5

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

①一般的な職員の勤務時間の状況

週の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
時間 38 分 45	8:30	17:15	12:00～13:00

②研究職員等の勤務時間の基準の特例（いわゆるフレックスタイム制度）の実施状況

対象事業所	実施事業所	実施事業所の名称	対象職員数	実際に利用している職員数
箇所 9	箇所 7	環境保健センター 工業技術センター 農林水産総合センター（農業研究所） 農林水産総合センター（生物科学研究所） 農林水産総合センター（畜産研究所） 農林水産総合センター（森林研究所） 農林水産総合センター（水産研究所）	人 180	人 37

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成26年）

平均使用日数	11.7 日
--------	--------

(3) 介護休暇の利用状況（平成26年度）

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	人 6	人	人 4	人 2	人	人	人	人	人
女性職員	6	1	3	1	1				
計	12	1	7	3	1				

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	人 6	人	人 1	人	人	人	人 5
女性職員	6	1	1		1		3
計	12	1	2		1		8

(4) 特別休暇の概要

別紙2のとおり

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の利用状況

①育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人，％)

	平成26年度の取得者数			平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数	育児休業等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務者数
男性職員	3		1	550	3		1
			1		(0.5)		(0.2)
女性職員	308	10	32	314	306		9
	406	10	32		(97.5)		(2.9)
計	311	10	33	864	309		10
	406	10	33		(35.8)		(1.2)

- (注) 1 「平成26年度の取得者数」欄の上段は平成26年度の新規取得者の、下段は前年度以前から引き続いている者の数である。
- 2 「平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 うち育児休業取得者数」欄の()内の数字は取得率を示す。
- 3 平成26年度に育児休業を新規に取得した者の数の中には、平成25年度中に育児休業が取得可能となって平成26年度に新規に育児休業を取得した者も含まれる。

②育児休業承認期間（平成26年度中に新たに育児休業を取得した職員について）

区 分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え
男性職員	人 3	人 1	人 2	人	人	人	人
女性職員	308	5	57	82	66	40	58
計	311	6	59	82	66	40	58

③部分休業承認期間（平成26年度中に新たに部分休業を取得した職員について）

区 分	部分休業 取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間					
		1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下	3 年超え 4 年以下	4 年超え 5 年以下	5 年超え
男性職員	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	10	10					
計	10	10					

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

(2) 自己啓発等休業の利用状況

①自己啓発等休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	1	1	
	1	1	
女性職員	2	2	
	2	1	1
計	3	3	
	3	2	1

(注) 「取得者数」欄の上段は平成26年度に新たに取得した者の、下段は自己啓発等休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

② 自己啓発等休業取得状況 (平成26年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学 院・大学	その他	JICA 等	姉妹都市 等	その他
男性職員	人 1	人 1	人	人	人	人	人	人
女性職員	2	1	1					
計	3	2	1					

③ 自己啓発等承認期間 (平成26年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	自己啓発等休業承認期間		
		1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下
男性職員	人 1	人	人 1	人
女性職員	2	1	1	
計	3	1	2	

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

(3) 修学部分休業の利用状況

① 修学部分休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	
女性職員	
計	0 0

(注) 「取得者数」欄の上段は平成26年度に新たに取得した者の、下段は修学部分休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

② 修学部分休業取得状況 (平成26年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等 専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	人 0	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 1週間の取得時間 (平均) (平成26年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	1週間の取得時間 (平均)			
		5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下
男性職員	人 0	人	人	人	人
女性職員	0				
計	0	0	0	0	0

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

(4) 配偶者同行休業の利用状況

① 配偶者同行休業の取得者数 (単位：人)

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員					
女性職員	2	2			
計	2	2			

② 承認期間

	承認期間			合計
	1 年以下	1 年超え	2 年超え	
		2 年以下	3 年以下	
	人	人	人	人
男性職員				
女性職員		2		2
計		2		2

③ 配偶者同行休業職員の代替措置

	任期付 任用	臨時的 任用	非常勤職 員の任用	配置換え	その他の 任用行為	特段措置 無し	合計
	人	人	人	人	人	人	人
男性職員							
女性職員		2					2
計		2					2

5 職員の分限及び懲戒処分状況（平成26年度）

（1）分限処分者数

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
人	人	人	人	人	人
		297		297	3

（注） 分限処分とは、心身の故障の場合など職員がその職責を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分である。

（2）懲戒処分者数

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
人	人	人	人	人
3	5	3	1	12

（注） 懲戒処分とは、職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分である。

6 職員の服務の状況（平成26年度）

①倫理の保持に関する状況

夜間における利害関係者との飲食の届出	90 件
利害関係者とのゴルフ、自己負担なしの飲食等の許可	4
5,000円を超える贈与又は報酬の支払	0
岡山県職員倫理条例（平成12年岡山県条例第6号）違反による懲戒処分	0

②倫理の保持に関して講じた主な施策

- ・各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。
- ・職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。
- ・不祥事件の再発防止に向け、「服務規律アドバイザー」を任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(平成26年度)

①知事部局

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
新規採用職員研修	新規採用職員	78人	11日	県職員として必要な知識や態度、仕事の進め方などを学ぶ研修
主任級研修	主任級に昇任した職員	86	1	県職員として知っておくべき内容を補充・再確認するとともに、昇任した職制に求められる職務行動を理解し、新たな気持ちで業務に取り組む出発点となるような意識の刷新を図る研修
主幹級研修	主幹級に昇任した職員	203	1	
課長級研修	課長級に昇任した職員	101	0.5	
班長研修	新任班長	134	1	班内のマネジメント、班員の士気高揚・育成に必要なスキルを習得し、意識の刷新を図る研修
所属マネジメント研修	新任所属長等	54	1	統率力を持って所属のマネジメントや部下の育成を行う手法を学ぶ研修

②教育委員会

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
初任者研修講座	新任教員	320人	20日	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる研修
2年目研修	教職経験2年目の教員	280	3	教職経験2年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級(ホームルーム)担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
3年目研修	教職経験3年目の教員	291	2	教職経験3年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級(ホームルーム)担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
5年経験者研修講座	教職経験6年目の教員	155	2	教職経験6年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級(ホームルーム)担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
10年経験者研修講座	教職経験11年目の教員	141	10	個々の能力、適性等に応じて教科指導、生徒指導等に関する指導力、教育課題に適切に対応する力その他の資質を向上させる研修
15年経験者研修講座	教職経験16年目の教員	95	2	個々の能力、適性等に応じて、学校の中堅として若手教員の範となりながら、自己の課題解決や意識改革に取り組むとともに、学校経営に積極的に参画できる力、その他の資質を向上させる研修
新任副校長教頭研修講座	新任公立学校副校長教頭	126	3	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修

副校長教頭 研修講座	公立学校副校長教頭	518	2	学校組織マネジメント，人事管理， リスクマネジメント，教育指導上の 課題について研修し，副校長，教頭 としての資質の向上を図る研修
新任校長 研修講座	新任公立学校長	109	1	学校組織マネジメント，人事管理， リスクマネジメント，教育指導上の 課題について研修し，新任校長とし ての資質の向上を図る研修
校長 研修講座	公立学校長	418	3(小中) 4(高特)	学校組織マネジメント，人事管理， リスクマネジメント，教育指導上の 課題について研修し，校長としての 資質の向上を図る研修
総合的ミドル リーダー 研修講座	10年経験者研修を修了し た45歳以下の教諭	22	10	岡山県の教育をリードし，各学校の 中核となる総合的ミドルリーダーを 育成する研修

③警察本部

研 修 名	対 象 者	人 数	研修期間	研 修 内 容
初任科（短 期課程）	新規採用された巡査（大 学卒）	94 ^人	177～ 日 179	新たに採用された巡査に対する基礎 的教養訓練
初任科（長 期課程）	新規採用された巡査（大 学卒以外）	33	305	新たに採用された巡査に対する基礎 的教養訓練
警部補任用 科	昇任後間もない警部補及 び昇任予定の巡査部長	13	12	中級幹部として必要な知識及び技能 の向上を図る教養
巡査部長任 用科	昇任後間もない巡査部長 及び昇任予定の巡査長	15	12	初級幹部として必要な知識及び技能 の向上を図る教養
一般職員初 任科	新規採用された一般職員	27	28	新たに採用された一般職員に対する 基礎的教養
部門別任用 科	各部門への新規任用候補 者	59	12～26	各部門へ任用するための専門的かつ 高度な知識及び技能を修得させる教 養訓練
専科（37課 程）	各部門に該当する職員及 び希望する職員	581	4～26	各部門の専門的かつ高度な知識及び 技能を修得させる教養訓練

(2) 勤務成績の評定の状況

①知事部局

実施時期	10月及び3月	実施人数	3,887 人
評定方法	岡山県職員人事評価規程（平成24年岡山県訓令第2号）に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（再任用職員，臨時的任用職員，非常勤職員等を除く。）について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。		

②教育委員会

実施時期	10月及び3月	実施人数	786 人
評定方法	岡山県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員並びに県立学校に勤務する事務関係職員について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。		

実施時期	2月	実施人数	13,873 人
評定方法	県立学校に勤務する教職員（事務関係職員を除く。）及び市町村（組合）立学校に勤務する県費負担教職員について、「勤務評価」を実施している。		

③警察本部

実施時期	12月末	実施人数	3,991 人
評定方法	岡山県警察に勤務する地方警察職員（非常勤職員除く。）について、「勤務評定」を実施している。		

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（平成26年度）

対象者数	受診者数	有所見者数
人 12,431	人 12,356	人 4,568

(2) 安全衛生管理体制の整備状況

（平成27年3月31日現在）

総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者		
選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
箇所 1	箇所 1	% 100.0	箇所 10	箇所 10	% 100.0	箇所 121	箇所 121	% 100.0

安全衛生推進者等			産業医			安全委員会		
選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
箇所 54	箇所 54	% 100.0	箇所 121	箇所 121	% 100.0	箇所 9	箇所 9	% 100.0

衛生委員会		
設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
箇所 121	箇所 121	% 100.0

(3) 福利厚生

①知事部局

（決算額は平成26年度）

事業名	事業の概要・目的	決算額
健康相談・健康教育（メンタルを除く。）	職員が健康づくりに関心を持ち、保持増進できるように、健康教育の実施や健康に関する相談ができる体制を整備する。	千円 3,245
健康診断	職員に対して、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている健康診断や生活習慣病健康診断を実施し、異常の早期発見に努める。	50,705
事後指導	健康診断結果に基づき、職員の健康管理について専門的な立場から指導助言を実施する。	720
メンタルヘルス対策	職員が心の健康について知識を深めるとともに、早期に相談できる体制づくりや復職に当たっての支援を行う。	662
職場環境管理	職員が快適な職場環境で業務ができるように、受動喫煙防止対策の推進や作業環境測定等を実施する。	3,009
安全衛生管理	職場での安全衛生対策を推進するため、産業医を設置し、安全衛生委員会や安全衛生管理推進会議を開催するとともに、衛生管理者の育成、研修会等を実施する。	1,500
福利厚生施設管理	職員の福利厚生のに供するため設置している職員会館や職員寮等の施設及び設備の維持管理を行う。	346

②教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額
健康診断	各種法定健康診断等を行うことにより、教職員の体の健康状態をチェックし、疾病の早期発見や予防に努める。	千円 80,934
メンタルヘルス対策	教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理職及び一般教職員を対象とした研修会や保健師による健康相談窓口の設置等各種相談窓口の整備を行う。また、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るための復職支援システムの運用を行う。	4,722
安全衛生管理	教職員の安全や健康の保持増進を図るため、衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置、研修等を行う。 また、公務災害の防止や快適な職場環境の形成を促進する。	316
教職員住宅管理	教職員の福祉増進を目的として設置している教職員住宅の維持管理を行う。	23,873

③警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額
安全衛生管理	職員が職場において安全で健康に働けるようにするため、健康管理委員会を開催し、衛生管理者・衛生推進者、産業医を配置する。 また、全所属の衛生管理者・衛生推進者を対象とし、衛生管理に関する知識の向上のため研修会を開催する。	千円 7,923
健康相談・指導	職員の疾病を予防し、健康の保持増進ができるよう、保健師及び産業医による健康相談・健康教育及び保健指導を実施する。	72
ライフサイクルプラン事業	職員が現役時から将来を見据えた家庭経済等のライフサイクルプランを適切に立てることができるよう、指導助言のための研修会を開催する。	178
健康診断	職員に対して、法定健康診断、行政指導による健康診断及び疾病の予防と早期発見に努めるため県警察独自の決定に基づく健康診断を実施する。	69,054
生活相談	職員が私生活上で発生した法律問題、精神疾患の予防及びり患後に、適切なアドバイスが受けられるよう、専門生活相談員及び部外生活相談員（弁護士及び臨床心理士）を委嘱するとともに、各所属に所属生活相談員を設置する。 また、所属生活相談員を対象とし、メンタルヘルス等の専門部外講師の講演等による研修会を開催する。	1,664
心の健康づくり対策	職員自らが心の健康の保持増進に努められるよう、メンタルヘルスセミナーや教養を行うとともに、「心の健康支援システム」を利用したセルフケア能力の向上に資する指導を実施する。 また、管理監督者がメンタルヘルスについて正しく理解し、適切な対処法等を身につけるための研修会を実施する。 さらに、休業者の円滑な職場復帰と再発防止を目的として、メンタル疾患で休業中の職員のうち希望する者に対し、職場復帰訓練を実施する。	322

9 その他

(1) 早期退職の募集

①認定を受けた応募者の数

279人

②募集実施要項

別紙3のとおり

別 紙 1

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
放射線技術従事職員 の特殊勤務手当		レントゲン、放射性同位元素又は人事 委員会規則で定めるものを使用して、 有害放射線の影響を受ける作業	日 額 230円
伝染病防疫作業従 事職員の特殊勤務 手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第2条第1項に規定する家畜伝 染病のうち人事委員会規則で定めるも のまん延を防止するために行う家畜 のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋 却又は畜舎等の消毒の作業	日 額 380円
		伝染病（人事委員会規則で定めるもの に限る。）が発生し、又は発生するお それがある場合において、伝染病患者 若しくは伝染病の疑いのある患者の救 護、伝染病にかかり、若しくはかかっ ている疑いのある家畜の飼育又は伝染 病の病原体に汚染され、若しくは汚染 された疑いのある物件の処理の作業	日 額 290円
衛生検査作業従事 職員の特殊勤務手 当	保健所に勤務する職員	細菌、血液、原虫若しくは寄生虫の検 査又は病理若しくは臨床医学の検査の 作業	日 額 350円
公害業務従事職員 の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97 号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律 第138号）、岡山県環境への負荷の低 減に関する条例（平成13年岡山県条例 第76号）その他人事委員会規則で定め る法令の規定に基づいて現地において 行う立入検査又は調査の作業	日 額 230円
特殊現場作業従事 職員の特殊勤務手 当	次の各号に掲げる作業に 従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場 の不安定な箇所で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メー トル以上の箇所で行われた場合）	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等 におけるこれに類する工事において、水 面下4メートル以上の深所で行う監 督、調査、検査等の作業	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	日 額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督、調査、 検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパ スカルまでのとき。）	1 時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまで のとき。）	1 時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超 えるとき。）	1 時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の 箇所又は湖面において行うダム管理そ の他の人事委員会規則で定める作業	日 額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人 事委員会規則で定めるもの	日 額 290円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の 業務	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。）に行 われた場合）	日 額 975円
火薬類等取締業務従事職員の特殊勤務手当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立 入検査その他人事委員会規則で定める 検査等	日 額 250円
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに 勤務する職員（医師であ る職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は 指導の業務	日 額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある 者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移 送の業務	日 額 290円
保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師 である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の 業務（保健所外において行う保健指導 の業務に限る。）	日 額 290円
消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓 練のうち人事委員会規則で定めるもの	日 額 420円
家畜取扱作業従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜 産研究所又は家畜保健衛 生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配 若しくは精液の採取のため又はこれら の作業の準備のために種雄牛馬等を御 する作業	日 額 230円
	農林水産総合センター畜 産研究所に勤務する職員	家畜ふん尿の処理の作業	日 額 380円
し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	環境文化部又は県民局に 勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃 棄物処理施設その他人事委員会規則で 定める施設の立入検査等の業務	日 額 350円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委 員会規則で定めるものに限る。）	日 額 290円
漁業等取締業務従事職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業 務	日 額 500円
けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	備前県民局又は備中県民 局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日 額 230円
潜水作業従事職員の特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （20メートルまでのとき。）	1 時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業）	1 時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （30メートルまでのとき。）	1 時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業）	1 時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （30メートルを超えるとき。）	1 時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業）	1 時間 2,250円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
除雪作業従事職員 の特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う 排雪等の作業（午後5時から翌日の午 前6時までの間において行う作業）	日 額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下 において行う作業）	日 額 450円
災害応急作業等従 事職員の特殊勤務 手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災 害が発生し、又は発生するおそれがある 道路及びその周辺、河川の堤防その 他人事委員会規則で定める公共施設に おいて行う巡回監視の作業	日 額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6 時までの間に行われた場合）	日 額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生 した箇所又は発生するおそれの著しい 箇所で行う応急作業又は応急作業のた めの災害状況の調査の作業	日 額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6 時までの間に行われた場合）	日 額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電 所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	日 額 40,000円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電 所の敷地内での作業（故障設備等現場 確認）	日 額 20,000円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電 所の敷地内での作業（免震重要棟外）	日 額 13,300円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電 所の敷地内での作業（免震重要棟内）	日 額 3,300円
		警戒区域での作業（屋外で4時間以 上）	日 額 6,600円
		警戒区域での作業（屋外で4時間未 満）	日 額 3,960円
		警戒区域での作業（屋内）	日 額 1,330円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間 以上）	日 額 6,600円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間 未満）	日 額 3,960円
		帰還困難区域での作業（屋内）	日 額 1,330円
		計画的避難区域での作業（屋外で4時 間以上）	日 額 5,000円
		計画的避難区域での作業（屋外で4時 間未満）	日 額 3,000円
		計画的避難区域での作業（屋内）	日 額 1,000円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間 以上）	日 額 3,300円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間 未満）	日 額 1,980円
		居住制限区域での作業（屋内）	日 額 660円
	消防防災航空センターに 勤務する職員	航空機に搭乗して行う業務で次のい ずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務そ の他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合における災害発生状況 等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うため の教育訓練の業務	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100km を超える救助活動、夜間（日没時から 日出時までの時間をいう。）における 業務、飛行中の航空機からの降下を伴 う救助活動の場合）	1時間 2,470円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
社会福祉施設勤務 職員の特殊勤務手 当	児童自立支援施設成徳学 校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	日 額 450円
	福祉相談センターに勤務 する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自 由者に直接接して行う相談の業務	日 額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並び に総務企画課に勤務するもの）	日 額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入 所しているものに直接接して行う生活 指導又は職業指導の業務	日 額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保 護更生又は相談の業務	日 額 380円
社会福祉業務従事 職員の特殊勤務手 当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うも のとして人事委員会規則で定めるもの	月 額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員（県民局健康福祉部 に勤務する職員に限 る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又 は更生の措置を要する者等と面接して 行う保護等の必要性の有無等の調査、 生活指導等の業務	日 額 560円
	身体障害者更生相談所に 勤務する身体障害者福祉 司、児童相談所に勤務す る児童福祉司及び知的障 害者更生相談所に勤務す る知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導 の業務	日 額 560円
	児童相談所に勤務する職 員（上記に掲げる職員を 除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の 業務	日 額 560円
	〃（人事委員会規則で定 める職員）		日 額 430円
家畜保健衛生所勤務 職員の特殊勤務手 当	家畜保健衛生所に勤務す る職員	一 直接家畜に対して行う検査その他 家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に 直接接して行うもの 二 獣医学的技術を必要とする家畜の 病性の検査又は鑑定の業務	日 額 670円
専門教育従事職員 の特殊勤務手当	農林水産総合センター農 業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする 授業を専ら担当するもの	月 額 29,000円
食肉地方卸売市場 等勤務職員の特殊 勤務手当	県営食肉地方卸売市場又 は県営と畜場に勤務する 職員	管理その他の業務	月 額 28,000円
		〃（事務職員）	月 額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務す る職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業 務に従事するもの	月 額 28,000円
県税事務従事職員 の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委 員会規則で定めるものを除く。）	月 額 18,200円
	県民局に勤務する職員の うち上記に掲げる職員以 外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の 賦課徴収の業務（人事委員会規則で定 める業務に限る。）	日 額 1,020円
	総務部税務課に勤務する 職員	県税に係る特別の徴収義務に専ら従事 するものとして人事委員会規則で定め るもの	月 額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規 則で定める業務	日 額 550円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
医師及び歯科医師 である職員の特殊 勤務手当	精神保健福祉センターに 勤務する医師及び歯科医 師である職員		月 額 35,000円
狂犬病予防業務従 事職員の特殊勤務 手当	動物愛護センターに勤務 する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247 号）の規定による犬の捕獲又は処分の 作業に専ら従事するものとして人事委 員会規則で定めるもの	月 額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員	犬の捕獲等の作業	日 額 560円

（注） 手当の名称，主な支給対象職員等については平成27年4月1日現在

〔教育委員会〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
教育職員の特殊勤務 手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		月 額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間における 1 時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1 時間 950円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日 額 8,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日 額 16,000円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日 額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日 額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	日 額 3,750円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日 額 4,250円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日 額 4,250円

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日 額 3,000円
		〃（人事委員会が定める場合）	日 額 1,500円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日 額 900円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日 額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日 額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日 額 200円

（注） 手当の名称、主な支給対象職員等については平成27年4月1日現在

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

[警察本部]

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
警察職員の特殊勤務 手当	交替制・毎日勤務員及び 駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は 全部が深夜において行われる作業で人 事委員会規則で定めるもの（作業時間 が5時間以上するとき）	1 回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満 のとき）	1 回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1 回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	1 回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員 会規則で定めるもの）	1 回 3,200円
	指定警衛・警護員である 警察官	警衛又は警護の作業	日 額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日 額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従 事した警察官	警備船による警備の作業	日 額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日 額 220円
	警察本部交通部又は警察 署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日 出時までの時間をいう。）において行 う作業又は高速道路で行う作業）	日 額 840円
		交通捜査の作業（夜間に高速道路で行 う作業）	日 額 1,260円
		交通捜査の作業（上記以外の作業）	日 額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患 者に接して行う取調べ等の作業	日 額 290円
	爆発物処理要員	爆発物処理要員が行う爆発物又は爆発 物の疑いのある物件の処理の作業	1 件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定め る物質をいう。）に係る作業（特殊危 険物質又はその疑いのある物質の処理 の作業で人事委員会規則で定めるも の）	日 額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険が ある区域内において行う作業）	日 額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火 事等の事故により重大な災害が発生し た箇所又はその周辺において行う災害 警備、遭難救助、通信施設の臨時設 置、運用若しくは保守又は鑑識作業で 心身に著しい負担を与えると人事委員 会が認めるもの	日 額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	日 額 2,520円
		東日本大震災に対処するため上記作業 に引き続き5日以上従事したとき	日 額 3,360円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	日 額 5,040円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		人事委員会規則で定める離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）	日 額 1,100円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通整理の業務	日 額 310円
		〃（当該業務が高速道路で行われた場合）	日 額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	日 額 560円
	鑑識課，科学捜査研究所，交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	日 額 280円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日 額 560円
		警らの業務	日 額 340円
	機動警ら隊，交通機動隊，高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（当該業務が自動二輪車及び高速自動車道における自動車の運転の場合）	日 額 560円
		〃（上記以外の自動車の運転の業務）	日 額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	日 額 430円
	少年補導員	少年補導員が行う青少年補導の業務	日 額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件，事故等処理するため，正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて，午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査，被疑者逮捕，交通取締り，交通整理，犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては，直接補助する場合を含む。）	1 回 1,240円
		〃（当該業務に従事した時間が3時間未満のとき）	1 回 620円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務（操縦）	1 時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務（整備）	1 時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 2,860円

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		航空機に搭乗して行う次の業務（捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締りその他の警察の活動）	1 時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 2,470円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日 額 1,640円
		〃（前記に付随して行われる固定配置の場合）	日 額 1,100円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日 額 1,100円
		〃（前記に付随して行われる固定配置の場合）	日 額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日 額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の業務）	日 額 820円
	少年相談専門員	少年相談専門員が青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	日 額 560円

（注） 手当の名称、主な支給対象職員等については平成27年4月1日現在

別紙 2

特別休暇〔知事部局（教育委員会、警察本部共通）〕

平成27年4月1日現在

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める日又は時間
裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所等へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供（ドナー休暇）	必要と認める日又は時間
ボランティア	暦年で5日以内で必要と認める日又は時間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断	必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める日又は時間
交通機関の事故等不可抗力	必要と認める日又は時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失，破壊	1週間以内で必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害により職員の現住居の滅失，破壊，交通遮断及び身体の危険の予想される場合	必要と認める日又は時間
出産（産前産後）	分娩予定日前8週間目（多胎妊娠の場合14週間目）から，分娩日後8週間目までの期間で必要と認める期間
妊娠中・出産後の保健指導等を受ける場合	1日1回，勤務時間の範囲内で必要と認める時間 産前の場合 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週～35週まで 2週間に1回 妊娠36週～出産まで 1週間に1回 産後（1年以内）の場合 その間に1回
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて，1日につき1時間を超えない範囲内で，必要と認める時間
妊娠障害	妊娠の期間において14日以内の日又は時間
生理	2日以内でその都度必要と認める日又は時間

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）																								
不妊・不育治療	暦年で5日以内で必要と認める日又は時間																								
育児時間	1歳未満 1日2回以内 1回60分以内 1歳以上3歳未満 1日2回以内 1回30分以内																								
子育て・介護（家族休暇）	子（中学校卒業まで）の看護，子が在籍する学校の行事等への出席，配偶者，父母等の介護の場合 暦年で5日以内（子が2人以上いる場合は暦年で6日以内（小学校6年生までの子が2人以上いる場合は暦年で10日以内））で必要と認める日又は時間 配偶者の分娩の場合 産前8週産後8週の期間に8日以内で必要と認める日又は時間																								
結婚	結婚の日からおおむね1年以内で，8日以内で必要と認める日又は時間																								
忌引	次の範囲内で必要と認める日又は時間 <table><tr><th>死亡した者</th><th>血族</th><th>姻族</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td><td>10日</td></tr><tr><td>1親等の直系尊属（父母）</td><td>7日</td><td>7日</td></tr><tr><td>1親等の直系卑属（子）</td><td>5日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系尊属（祖父母）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系卑属（孫）</td><td>1日</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>3親等の傍系尊属（伯叔父母）</td><td>1日</td><td>1日</td></tr></table>	死亡した者	血族	姻族	配偶者	10日	10日	1親等の直系尊属（父母）	7日	7日	1親等の直系卑属（子）	5日	1日	2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日	2親等の直系卑属（孫）	1日	—	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日
死亡した者	血族	姻族																							
配偶者	10日	10日																							
1親等の直系尊属（父母）	7日	7日																							
1親等の直系卑属（子）	5日	1日																							
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日																							
2親等の直系卑属（孫）	1日	—																							
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日																							
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日																							
父母，配偶者及び子の祭日	慣習上必要と認める日又は時間																								
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	7月1日から10月31日までの期間内において，週休日及び休日を除いて原則として連続する6日以内の日																								
心身の健康の維持及び増進	満30，40及び50歳の職員について，誕生日から1年間で週休日及び休日を除いて原則として連続する3日以内の日（分割取得可）																								
永年勤続表彰	永年勤続表彰を受けた日から1年間で4日以内の日																								
公務外で国体，全国障害者スポーツ大会への選手，監督，コーチとしての参加	最小限度必要と認める日又は時間																								
通信教育の面接授業への参加	最小限度必要と認める日又は時間																								

平成26年10月1日
(改正) 平成26年12月25日

1 募集の目的

本県の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上（医師及び歯科医師については、50歳以上の職員）の職員（注1参照）

3 募集人数

120人

4 募集期間

平成26年11月4日（火）午前10時から

平成27年2月27日（金）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職すべき期日

平成27年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

①応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書について、主管課長を経由して総務部人事課長に提出する。

②認定又は不認定の通知書の交付

知事は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。（平成27年1月中旬に通知する予定）

③応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）を①の応募申請書と同様の

方法で提出する。

7 問い合わせ先

総務部人事課 担当：人事班

e-mail：jinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県知事 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成27年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき 期 日	平成 年 月 日
--------------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

別紙様式 2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県知事 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年岡山県条例第 8 号）第 8 条の 2 第 9 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

（注）「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式 3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

..... 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年岡山県条例第 8 号）第 8 条の 2 第 14 項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

平成26年度早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月16日

1 趣旨

この募集実施要項は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の対象

岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る県教育委員会事務局、教育機関及び公立学校（岡山市立学校を除く。）の職員並びに県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員のうち、5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上のもの（注1参照）

3 募集人数

250人

4 募集期間

平成26年11月4日（火）午前10時から

平成26年12月26日（金）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職すべき期日

平成27年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要な事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該応募申請書について、次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより提出する。

ア 県教育委員会事務局及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員

4の募集期間内に岡山県教育庁教育政策課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

イ 県立学校の教職員（事務関係職員を除く。）

4の募集期間内に岡山県教育庁教職員課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出

する。

ウ 市町村（組合）立学校（岡山市立学校を除く。）の県費負担教職員
別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教職員課長に提出
する。

エ 県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員
別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教育政策課長に提出
する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

県教育委員会は、4 の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。
（平成 27 年 1 月中旬から 2 月上旬までの間に通知する予定）

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式 2）を(1)の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

(1) 6 (1) ア及びエに規定する職員関係

岡山県教育庁教育政策課 担当：人事班

e-mail : kyoiku-jinji@pref.okayama.lg.jp

(2) 6 (1) イ及びウに規定する教職員関係

岡山県教育庁教職員課 担当：義務教育人事班

e-mail : gimujinji@pref.okayama.lg.jp

担当：高校教育人事班

e-mail : koukoujinji@pref.okayama.lg.jp

(注 1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

② 平成 27 年 3 月 31 日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに 4 の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注 2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

別紙様式 1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県教育委員会 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年岡山県条例第 8 号）第 8 条の 2 第 9 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成 27 年 3 月 31 日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき 期 日	平成 年 月 日
--------------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

別紙様式 2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県教育委員会 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年岡山県条例第 8 号）第 8 条の 2 第 9 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

（注）「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式 3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県教育委員会 殿

所属名

氏 名

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年岡山県条例第 8 号）第 8 条の 2 第 1 4 項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることにご同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

平成26年度早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月30日

1 募集の目的

今般、組織の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

平成27年3月31日現在において、勤続11年以上かつ45歳以上の職員（注1参照）

3 募集人数

25人

4 募集期間

平成26年11月4日（火） 午前8時30分から

平成26年12月26日（金） 午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職すべき期日

平成27年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）」に必要事項を記入の上、募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書を警務部警務課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

警察本部長は、募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（平成27年1月下旬に通知する予定）。

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

警務課人事第一係

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 平成26年11月4日（募集開始日）において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに平成26年11月4日から平成26年12月26日まで（募集期間中）に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

別紙様式 1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県警察本部長 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成27年3月31日の見込みで記入すること。

2 退職すべき期日について

退職すべき期日	平成 年 月 日
---------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※ 警務課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式 2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県警察本部長 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

（注）「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※警務課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

別紙様式 3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県警察本部長 殿

----- 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

二 平成26年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の受験者及び合格者の状況

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
県職員 A		人 (106)	人 (30)	人 (24)	人 (17)	倍
	行政	288	114	99	46	6.3
	化学	(1) 22	(0) 9	(0) 8	(0) 3	7.3
	衛生	(9) 11	(8) 9	(7) 8	(3) 3	3.7
	農業	(9) 29	(6) 21	(5) 20	(2) 8	3.6
	土木	(1) 12	(1) 11	(0) 8	(0) 5	2.4
	農業土木	(2) 7	(2) 7	(1) 4	(1) 3	2.3
	畜産	(4) 4	(4) 4	4	(1) 1	4.0
	林業	(0) 6	(0) 5	(0) 4	(0) 2	3.0
	建築	(3) 10	(2) 7	(2) 7	(1) 2	5.0
	電気	(0) 11	(0) 4	(0) 3	(0) 2	5.5
計		(135) 400	(53) 191	(43) 165	(25) 75	5.3
県職員 B	事務	(22) 53	(10) 28	(9) 27	(4) 9	5.9
	土木	(0) 6	(0) 2	(0) 1	(0) 1	6.0
	小計	(22) 59	(10) 30	(9) 28	(4) 10	5.9
市町村立小・中学校事務職員	A	(102) 200	(16) 38	(11) 29	(8) 15	13.3
	B	(28) 50	(20) 33	(17) 30	(10) 15	3.3
	小計	(130) 250	(36) 71	(28) 59	(18) 30	8.3
計		(152) 309	(46) 101	(37) 87	(22) 40	7.7
身体障害者対象	県職員 (事務)	(1) 11	(1) 10	(1) 10	(0) 5	2.2
	市町村立 小・中学校 事務職員	(1) 11	(1) 10	(1) 10	(1) 2	5.5
計		(1) 11	(1) 10	(1) 10	(1) 7	1.6
岡山県職員等合計		(288) 720	(100) 302	(81) 262	(48) 122	5.9

平成 27 年 9 月 29 日 岡山県公報 第 11723 号

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
岡山県警察官等 採用試験	警 察 官 A (男性)	人 511	人 378	人 340	人 117	倍 4.4
	警 察 官 A (女性)	136	86	71	27	5.0
	小 計	(136) 647	(86) 464	(71) 411	(27) 144	4.5
	警 察 行 政 職 員 A	(137) 256	(34) 51	(30) 43	(7) 10	25.6
	計	(273) 903	(120) 515	(101) 454	(34) 154	5.9
	警 察 官 B (男性)	224	147	138	44	5.1
	警 察 官 B (女性)	55	38	37	12	4.6
	小 計	(55) 279	(38) 185	(37) 175	(12) 56	5.0
	警 察 行 政 職 員 B	(25) 43	(7) 14	(6) 10	(2) 2	21.5
	警 察 行 政 職員 (身障者)	(1) 2	(1) 2	(1) 2	(1) 1	2.0
	計	(26) 45	(8) 16	(7) 12	(3) 3	15.0
	警察合計	(354) 1,227	(166) 716	(145) 641	(49) 213	5.8

(注 1) () 内は女性で内数

(注 2) 身体障害者対象採用試験の計は、併願者を 1 人分として計上

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

(2) 選考の状況

① 採用

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人
		9	1						1
		8							
		7		1					1
		6	1	7					8
		5	3		1				4
		4		2	1				3
		3	2	10	1				13
		2	1	1					2
1	46	2	1				49		
研究職		5							
		4							
		3							
		2	2						2
		1	2		1				3
医療職	(一)	4							
		3							
		2							
		1	3						3
	(二)	7							
		6							
		5							
		4							
		3	1						1
		2	7	2					9
		1							
		(三)	6						
	5								
	4								
	3								
	2		3		1				4
	1								
	公安職		9						
8				1				1	
7				9				9	
6				8				8	
5				3				3	
4				7				7	
3				10				10	
2				6				6	
1				2				2	
計			72	25	52			149	

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

② 昇任

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計	
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人	
		9	10						10	
		8	18	1	1				20	
		7	35	5	1	1			42	
		6	76	17	10		2		105	
		5	143	18	13	2			176	
		4	159	24	16		1		200	
		3	46	11	23	2			82	
		2	32	11	14	4			61	
	1									
研究職		5	2						2	
		4	4						4	
		3	4						4	
		2	3		1				4	
		1								
医療職	(一)	4	2						2	
		3								
		2	2						2	
		1								
	(二)	7								
		6	2						2	
		5	1						1	
		4	9						9	
		3	2						2	
		2								
		1								
		(三)	6	2						2
			5	1	1					2
	4		1						1	
	3		3		1				4	
	2									
	1									
公安職		9			8				8	
		8			10				10	
		7			14				14	
		6								
		5								
		4								
		3								
		2								
		1								
計			557	88	112	9	3		769	

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成26年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成26年10月10日 岡山県人事委員会)

報告及び勧告のポイント

- 1 本年の公民較差に基づく改定
 - ・ 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定 (0.16%)
 - ・ 期末・勤勉手当(特別給)の引上げ (0.15月分)
- 2 給与制度の総合的見直し
 - ・ 給料表の構造や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的な見直しを実施

1 民間給与との比較

(1) 月例給 (職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均43.6歳]	較 差 $(A) - (B) \left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$	〈参考〉 較 差 (国)
372,862円	372,258円	604円 (0.16%)	1,090円 (0.27%)

備考 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから270事業所を無作為抽出し、当該事業所の約9,200人の個人別給与を実地調査(調査完了率:90.0%)

(2) 特別給 (昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)
民間の支給割合 4.11月 (職員 3.95月)

2 民間給与との比較に基づく給与改定等

(1) 月例給(改定率 0.16%、改定額 599円)

- ・ 民間との差があることを踏まえ、初任給を引上げ
(行政職 大卒 184,000円 → 185,500円、高卒 147,100円 → 148,600円)
- ・ 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層へ重点的に配分し、50歳台後半層の民間給与との水準差等を踏まえ、2級以上の級の高位号給については改定を行わない

(2) 期末手当・勤勉手当(特別給)

- ・ 年間の支給割合を0.15月分引上げ (3.95月分 → 4.10月分)
- ・ 勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

(3) その他給与の改定

- ① 初任給調整手当
 - ・ 医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定
- ② 通勤手当
 - ・ 交通用具使用者に係る通勤手当について職員の通勤実態や人事院勧告等を考慮して改定
- ③ 寒冷地手当
 - ・ 新たな気象データに基づく支給地域の見直し

(4) 改定の実施時期

- ・改定の実施時期は平成26年4月1日。ただし、2については平成26年12月1日、3(3)については平成27年4月1日

(5) 降任時の給料

- ・分限処分としての降給（降格、降号）の導入について検討

3 給与制度の総合的見直し

(1) 基本的な考え方

- ・50歳台後半層における地域民間給与との水準の差や雇用と年金の接続を図るという重要な課題がある中、全体的な世代間の給与配分の検討等を行い、給料表の構造や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに取り組む

(2) 必要な措置

① 新たな給料表

- ・人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ(平均1.7%の引下げ)
- ・40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から号給を増設

② 諸手当

(7) 地域手当

級地区分、支給割合や支給地域等の見直し

(イ) 単身赴任手当

基礎額及び加算額について引上げ

(ウ) 管理職員特別勤務手当

災害の対処等による平日深夜の勤務を支給対象に追加

③ 昇給・昇格制度

(7) 昇給制度

55歳を超える職員については、標準以下の勤務成績では昇給停止

(イ) 昇格制度

給料表の高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減

④ 改定の実施時期及び経過措置

- ・改定の実施時期は平成27年4月1日。ただし、(2)(7)(イ)については平成30年3月31日までの間に段階的に実施
- ・激変緩和措置として3年間の現給保障を実施

4 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成、コンプライアンスの徹底

- ・優秀な人材の確保に向け、引き続き募集活動の充実・強化が必要
- ・職員が能力を最大限発揮できるよう、中長期的な視点に立った人材育成に取り組むことが必要
- ・不祥事根絶に向け、職員に服務規律の遵守を徹底するとともに、高い使命感と倫理観を持って、全力で職務に精励できる環境づくりを強く推進すべき
- ・地方公務員法改正を踏まえ、一層、退職管理の適正の確保に努めることが必要

(2) 人事評価制度

- ・人事評価制度を本格実施している職員については、制度が円滑に機能するよう努めることが必要
- ・試行中の教職員については、地方公務員法の改正を踏まえ、学校現場により適した評価手法等について関係者間で協議を進め、早期本格実施に向けた取組が必要

(3) 女性職員の採用・登用

- ・これまで以上に女性職員の職域拡大、管理職登用を進め、女性職員が男性職員と共にその能力を十分発揮できる職場環境づくりへの取組が必要

(4) 仕事と生活の両立支援

- ・仕事と生活の両立を支援するため、各種制度を効果的に活用できる勤務環境の整備と職員の意識改革を強く促すことが重要
- ・男性の育児休業等の積極的取得に向け、本人や職場の理解を一層深めることが必要

(5) 総実勤務時間の縮減

- ・管理監督者は、職員の勤務時間管理、健康管理が自らの重要な職責であることを改めて自覚し、具体的対策に取り組むことが重要

(6) 心の健康づくり対策の推進

- ・心の健康の問題の未然防止、早期発見・早期対応及び職場復帰や再発防止のための職場環境の整備や関係機関等との連携維持・強化が重要
- ・重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの予防、解決に向け、引き続き十分な取組が必要
- ・心の健康づくり対策を実効性のあるものとするため、真に風通しの良い職場環境づくりが重要

(7) 高齢期の雇用問題

- ・再任用制度について、各任命権者において、引き続き職域の拡大を進め再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置に努めることが必要
- ・国の動向を注視するとともに、60歳前も含めた人事管理全体について必要な検討を早期に行い、雇用と年金の接続の課題に適切に対応することが必要
- ・再任用職員に単身赴任手当を支給

5 給与勧告実施の要請

- ・労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、人事委員会勧告の実施を要請

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

《参考1》平成26年度の平均年間給与（行政職：平均年齢 43.6歳）

勧告前	勧告後	勧告前後の差
6,002千円	6,069千円	67千円

《参考2》最近の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		平均年間給与	
	較差率	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成16年	△0.02%	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.41%	△0.37%	4.45月	0.05月	△0.5万円	△0.1%
平成18年	0.05%	—	4.45月	—	—	—
平成19年	0.42%	0.32%	4.50月	0.05月	3.7万円	0.6%
平成20年	0.08%	0.08%	4.50月	—	0.5万円	0.1%
平成21年	0.04%	—	4.15月	△0.35月	△13.0万円	△2.2%
平成22年	0.34%	0.33%	3.95月	△0.20月	△5.4万円	△0.9%
平成23年	0.19%	0.18%	4.00月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成24年	0.01%	—	3.95月	△0.05月	△1.9万円	△0.3%
平成25年	0.04%	—	3.95月	—	—	—
平成26年	0.16%	0.16%	4.10月	0.15月	6.7万円	1.1%

※ 平均年間給与の欄は、各年の勧告実施による増減を示したもの

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

	平成25年度末現在 未処理件数	平成26年度の 措置要求件数	平成26年度の 処理件数	平成26年度末現在 未処理件数
給 与		1	1	
旅 費				
勤 務 時 間				
休 暇				
執 務 環 境				
厚 生 福 利				
転 任				
任 用				
そ の 他				
計		1	1	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

		平成25年度末現在 未処理件数	平成26年度の 不服申立て件数	平成26年度の 処理件数	平成26年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任		1		1
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給		(1)		(1)
	停 職	1	3	1	3
	懲戒免職	1	2	1	2
	転 任				
	そ の 他	1	1	1	1
	計	3	7	3	7

※()は降任と併せて1件の処分

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

◎岡山県告示第四百五十八号

岡山県ふぐ調理等規制条例（昭和四十九年岡山県条例第四十二号）第七条第一号に規定するふぐの調理等に関する講習を次のとおり指定した。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定年月日

平成二十七年九月十六日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込受付

県内の各食品衛生協会

4 受付期間

平成二十七年十月二十六日（月）から同年十一月五日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

三 講習日時

平成二十七年十一月二十九日（日） 午前十時二十分から午後四時まで

四 講習会場

岡山県南部健康づくりセンター

岡山市北区平田四〇八番地一

五 講習内容及び時間

1 ふぐの種類及び毒性についての解説

百二十分

2 ふぐ処理の実演

三十分

3 食品衛生に関する知識及び衛生関係法規についての解説

九十分

六 受講料

一万八百円

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

◎岡山県告示第四百五十九号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 一（ベンゾフランー五ーイル）プロパンー二ーアミン（通称名五ーAPB）及びその塩類

2 一（二・三ージヒドロベンゾフランー六ーイル）プロパンー二ーアミン（通称名六ーAPDB）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十七年九月二十六日

◎岡山県告示第四百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 起業者の名称

新見市

二 事業の種類

長屋公会堂移設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県新見市長屋字大工田、古屋敷及び中通り地内

2 使用の部分 岡山県新見市長屋地先道路

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

長屋公会堂移設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する集会所を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である新見市は、本件事業を第二次新見市総合振興計画に基づくコミュニティ活動の支援の一環として位置づけており、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、老朽化が著しい状況にある長屋公会堂を長屋多目的広場の隣地へ移転新築し、一体的に相互活用できることから、さらなる地域づくり活動の推進、地域コミュニティや婦人活動等の拠点及び災害時等の安全確保に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①集落に近接し、利用者の利便性が高いこと、

②駐車場を含め、事業に必要な面積が確保でき、造成工事が容易であること、③経済性が高いことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、事業を計画している地域の住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

新見市役所総務部企画政策課

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

〔三九三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

消防防災航空センター防災行政無線整備業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十七年九月八日

四 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社

岡山市北区磨屋町一番六号

五 契約金額

七五、五六五、四四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、五九七、四四〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第八号に該当するため

〔三九四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォレストフォーピープル岡山

三 代表者の氏名

山下 武伺

四 主たる事務所の所在地

高梁市浜町一二八五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、人・自然・社会の關係性を大切に考え、それらをつなぐ人づくりを推進する。青少年を対象とした地域の伝統的な生活文化や豊かな自然を活かした体験的な学びや環境教育を通して、健全な人づくり、里山文化の継承、自然環境の保全を推進し、持続的に発展する社会の実現を図ることを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項

〔三九五〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十七年七月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成27年9月29日 岡山県公報 第11723号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
日本農産工業（株）水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印肉用牛肥育用配合飼料 E ビーフ後期	平成27年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
西日本飼料（株） 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	日清丸紅印配合飼料 全酪2号ペレット	平成27年7月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
日清オイリオグループ株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地	同 左	脱脂大豆	平成27年7月	粗たん白質，粗繊維	無
中国物産株式会社笠岡工場 岡山県笠岡市笠岡2369番地29	同 左	和牛繁殖マッシュ	平成27年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
J A西日本くみあい飼料（株）水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地	同 左	くみあい配合飼料 ひろしま牛 ぐんぐん後期	平成27年7月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
中部飼料（株）水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同 左	マル中印幼令牛育成用配合飼料 α グリーン育成	平成27年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
加藤製油株式会社岡山工場 岡山県玉野市築港五丁目8番1号	同 左	カトウ配合飼料 ルミノ	平成27年7月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
同 上	同 左	脱脂大豆	平成27年7月	粗たん白質，粗繊維	無

〔三九六〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年九月十六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

春名 良彦 二級建築士 第一〇八九二号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

〔三九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市大田八三二一四、八三二一九、八六八、八六八一二、八七〇一一、八七二

一一、八七八一一、八七八一三、八八三一一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市山北五二〇

津山市長 宮地 昭範

三 許可番号

岡山県指令建指第二六二号

〔三九八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字荒田ノ町六九一、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山七〇

友野 清志

友野 愛子

三 許可番号

岡山県指令建指第一二三号

〔三九九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字川仁後一六九一、一六九一―地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一―八八

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿部 俊則

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇一号

〔四〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字川仁後一六九一、一六九一―地先水路

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一―八八

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿部 俊則

五 許可番号

岡山県指令建指第一〇一号

◎岡山県企業管理規程第九号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼 郎

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の見出しを「（長期給付等）」に改め、同条中「の定めるところにより」を「第七十四条に規定する長期給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による年金である給付が」に改め、「退職年金その他の長期給付金が」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第百六十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年九月二十九日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務及び身辺警備業務	平成二十七年十二月三日（木曜日）から同月十日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

1 運搬警備業務

- (1) 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 身辺警備業務

最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通

ア 二1(1)又は二2に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

及び履歴書

イ 二1(2)に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二1(3)に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二1(4)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二1(5)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十七年十月二十六日（月曜日）から同月三十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

1 運搬警備業務

三万八千円

2 身辺警備業務

三万四千円

（注）岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

合わせて二十人（同時に講習を受けることはできない。）とする。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。